

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年7月16日

郡上市長　日置 敏明

記

【実質化された人・農地プラン】

1. 協議の場を設けた区域の範囲

和良・宮地 地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年6月26日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

2 経営体数

法人	1 経営体
個人	1 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 対象地区の課題

- ・アンケート調査結果から「農業後継者がいない」に回答する農家が多数いるため、農地維持活動のための人材確保が今後必要になる。
- ・アンケート調査結果で「農業をやめる」と考える農家が多数いるため、対象者の農地について遊休化しないための対策が必要である。
- ・農地を貸し出すことになった場合、「宮地地区内の個人農家」又は「宮地地区以外の農業法人」に貸し出しを希望する農家が多く、担い手と地区関係者による協議を行いながら農地維持に努める必要がある。

5. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・宮地地区の水田利用は、アンケート調査で10年後に農業経営を維持すると回答した農家を中心として営農を行う。
- ・今後、個人農家で農地を維持できない場合、遊休化しないよう地区代表者や担い手に相談した上で貸し出しを検討する。担い手に農地を貸し出す際には地権者の理解を得ながら農地中間管理機構を活用した権利設定を推進する。
- ・個人農家や担い手の経営安定化により農地維持を図るため、担い手の意見を取り入れながら農地の適正な管理を継続して行う。また、継続した国県交付金の活用により集

落ぐるみで新たな担い手確保、営農支援、農地保全活動に取り組む。

6. 5の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

・農地の貸付け等の意向

アンケート調査の結果、新たに貸付け等の意向が確認された農地及び10年後に農業をやめる個人農家の農地（担い手が集積している農地は除く）は1.9haである。今後、対象農地で営農を希望する農家又は担い手を探しながら貸付意向のある農地からマッチングを進める。

・農地中間管理機構の活用方針

担い手への農地貸付を検討することと合わせて、農地中間管理事業について地区や地権者の理解を図りながら、中間管理権の設定を図る。中間管理権の設定については地区及び営農を継続する又は新たな担い手にメリットのある国支援事業の活用を検討しながら進める。

・新たな担い手確保に対する取り組み

営農を継続する担い手だけでなく、新たな担い手確保に向けた情報収集を行うとともに、就農相談から就農準備、営農定着に至る支援を地域一体で進める。

・中山間地域等直接支払交付金の活用による営農環境整備の取り組み方針

集落協定を中心に行っている農地法面、水路、農道等の定期点検を通じて、必要に応じた補修・改良を行う。また、環境美化活動、文化伝承活動支援、鳥の追い払い、猪鹿庁無猿柵の維持管理、雑草抑制ネットの維持管理、防草シートの維持管理等を継続して行う。

・鳥獣被害防止対策の取組方針

猪鹿鳥無猿柵に目隠しネット設置による補強、維持管理、水田畦畔、農道・用排水路の法面の完全無除草化、休廃止農家の農地利用集積、芝桜ロードの更なる延長造成に向けて、従来から実施している、①地域ぐるみの鳥獣害対策（猪鹿鳥無猿柵の開発・設置、追い払い活動、宮地退散鳥獣工房の活動支援）、②雑草対策（雑草抑制ネット、防草シートの法面に設置）と担い手への農地集積、③住民総参加での「集楽づくり」活動（水田ビオトープ、イラスト田んぼ等の管理、地域資源の発掘・紹介等）を推進する。

・多面的機能支払交付金の活用による農地維持の取り組み方針

地域資源の基礎的な保全活動、農村環境保全活動を継続して実施する。また、施設の長寿命化のための活動（水路の老朽化部分の補修）を継続して実施する。